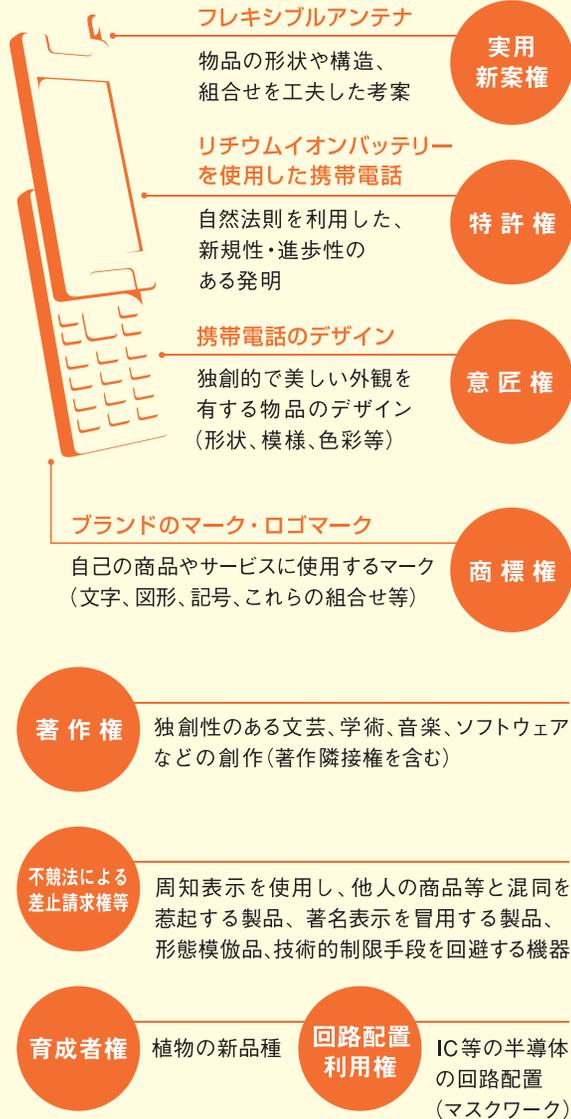


主な知的財産



フレキシブルアンテナ
物品の形状や構造、
組合せを工夫した考案

**実用
新案権**

**リチウムイオンバッテリー
を使用した携帯電話**
自然法則を利用した、
新規性・進歩性の
ある発明

特許権

携帯電話のデザイン
独創的で美しい外観を
有する物品のデザイン
(形状、模様、色彩等)

意匠権

ブランドのマーク・ロゴマーク
自己の商品やサービスに使用するマーク
(文字、図形、記号、これらの組合せ等)

商標権

著作権 独創性のある文芸、学術、音楽、ソフトウェア
などの創作(著作隣接権を含む)

**不競争による
差止請求権等** 周知表示を使用し、他人の商品等と混同を
惹起する製品、著名表示を冒用する製品、
形態模倣品、技術的制限手段を回避する機器

育成者権 植物の新品種

**回路配置
利用権** IC等の半導体
の回路配置
(マスクワーク)

税関へのお問い合わせ、 ご連絡先

税関相談官(室)

函館税関	0138-40-4261
東京税関	03-3529-0700
成田税関支署	0476-34-2128~9
羽田税関支署	050-5533-6962
横浜税関	045-212-6000
名古屋税関	052-654-4100
中部空港税関支署	0569-38-7600
大阪税関	06-6576-3001~5
関西空港税関支署	072-455-1600~1
神戸税関	078-333-3100
門司税関	050-3530-8372
福岡空港税関支署	092-477-0101
長崎税関	095-828-8619
沖縄地区税関	098-863-0099

税関ホームページ

<http://www.customs.go.jp>

ニセモノは、
買わない！
騙されない！
持ち込まない！

ご注意

偽ブランド品などの知的財産侵害物品は、
日本への持ち込みが禁止されています。
海外旅行でニセモノ被害に遭わないために、
しっかり知識を持ちましょう。



税関



FAKE ZERO PROJECT

China Customs Japan Customs Korea Customs

税関が取り締まっているのは、不正薬物だけじゃない。 偽ブランド品などの知的財産侵害物品も輸入は認めません！

関税法第69条の11第1項

(輸入してはならない貨物)

- (1) 麻薬等の不正薬物
- (2) 拳銃、小銃、機関銃等
}
- (9) 特許権、実用新案権、意匠権、商標権、
著作権、著作隣接権、回路配置利用権
又は育成者権を侵害する物品
- (10) 周知表示混同惹起品、著名表示冒用品、
形態模倣品、技術的制限手段回避機器

※(9)、(10)に該当するものを、知的財産侵害物品といます。



知的財産侵害物品を輸入すると、こんなに
厳しい罰則が科されることがあります

10年以下の懲役！

1000万円以下の罰金！

(※関税法第109条第2項)

ニセモノが引き起こす様々な被害！

ニセモノの恐ろしさ

1. ニセモノは、ホンモノを製造・販売している企業の利益を害し、企業破産、失業者の増加を招くおそれがあります。
2. ニセモノの販売によって得られた収益は、組織犯罪グループの資金源となっているといわれています。
3. ニセモノは安全性が確保されていません。ニセモノの使用による人体への被害例がたくさん報告されています。

危険！こんなものにもニセモノが！！

バッグ、財布、靴・・・ それだけじゃない

税関では、あらゆるニセモノがたくさん差し止められています。最近では、医薬品のニセモノも多く見受けられ、これには有効成分が入っていなかったり、不純物が混入している場合もあり、健康への被害例が数多く報告されています。

税関でニセモノが 見つかったら、どうなるの？

税関における取締り

税関検査によって、知的財産を侵害すると疑われる物品が発見された場合には、それが知的財産を侵害しているかどうかを判断するための手続き(認定手続)が開始されます。認定手続により知的財産侵害物品であると判断されると、税関により没収され、日本へ輸入ができません。

知らなかったじゃ、 すまされない！

ニセモノの被害に遭わないために・・・

1. 極端に値段が安い商品には注意する。
2. 品質・取扱表示、保証書の内容が正しく記載されているかよく確認する。
3. 素材や縫製技術、包装状態などから製品の吟味をしっかりと行う。
4. アフターサービスを受けてくれるなど、信頼できるお店で購入する。